

議第116号

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例
の制定について

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例を次のよ
うに制定する。

平成25年 6 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年度における教職員（京都市教職員の給与等に
関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する教職員（地
方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の
規定により採用された教職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する給
料，教職調整額及び地域手当の額について、条例の特例を定めるものとす
る。

(給料，教職調整額及び地域手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教職員の
給料，教職調整額及び地域手当の額は、条例の規定にかかわらず、条例の
規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額
に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得
た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て
た額）とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が
4級であるもの、同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級
が3級又は4級であるもの（職務の級が3級である教職員にあっては、

管理又は監督の地位にあるものに限る。) 及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が6級から10級までのいずれかであるもの 100分の6.4

(2) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が3級であるもの, 同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が2級, 特2級又は3級であるもの(職務の級が2級又は特2級である教職員にあっては管理又は監督の地位にあるもの限り, 職務の級が3級である教職員にあっては管理又は監督の地位にあるものを除く。) 及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級又は5級であるもの 100分の4.8

(3) 前2号に掲げる教職員以外の教職員 100分の3.6

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は, 平成26年3月31日限り, その効力を失う。

提案理由

教職員(再任用教職員を除く。)の給与の額の特例措置を講じる必要があるので提案する。